

答 申 第 96 号  
令和元年 11 月 7 日

兵庫県公安委員会  
委員長 豊 川 輝 久 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の不開示決定に係る審査請求に対する決定について  
(答申)

平成 31 年 4 月 12 日付け兵公委発第 260 号及び令和元年 7 月 26 日付け兵公委  
発第 137 号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記のことについて、別  
紙のとおり答申します。

記

開示請求者に係る特定の警察署保有の平成 27 年 7 月 29 日付け児童通告書

答 申

第 1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った本件審査請求に係る保有個人情報の不開示決定は妥当である。

第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

1 保有個人情報の開示請求

平成 30 年 10 月 16 日及び平成 30 年 12 月 26 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年兵庫県条例第 24 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定により、実施機関に対して、次のとおり保有個人情報の開示を請求した。

(1) 平成 30 年 10 月 16 日付け開示請求（以下「開示請求 1」という。）

開示請求者に関係ある平成 27 年 7 月、8 月までの間に特定の警察署が特定のこども家庭センターに対して行った児童通告に関する書類に記載されている情報のうち以下の情報が記載された書類

①作成年月日 ②発送年月日

(2) 平成 30 年 12 月 26 日付け開示請求（以下「開示請求 2」という。）

特定の警察署が平成 27 年 7 月 29 日に特定のこども家庭センターに通知した次女に関する児童通告に記載された開示請求者の以下の個人情報

・氏名 ・年齢 ・職業 ・住所

2 対象公文書の特定

実施機関は、開示請求 1 及び開示請求 2 の対象公文書として、開示請求者に係る特定の警察署保有の平成 27 年 7 月 29 日付け児童通告書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の決定

(1) 平成 30 年 10 月 29 日、実施機関は、本件対象公文書に条例第 16 条第 2 号、第 4 号及び第 7 号の不開示情報が含まれているとして、全部を開示しないとする不開示決定処分（以下「処分 1」という。）を行った。

(2) 平成 31 年 1 月 7 日、実施機関は、本件対象公文書に条例第 16 条第 2 号、第 4 号及び第 7 号の不開示情報が含まれているとして、全部を開示しないとする不開示決定処分（以下「処分 2」という。）を行った。

#### 4 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、兵庫県公安委員会に対して、平成 31 年 1 月 18 日、処分 1 に係る審査請求（以下「審査請求 1」という。）を、平成 31 年 3 月 28 日、処分 2 に係る審査請求（以下「審査請求 2」という。）を行った。

#### 5 諮問

平成 31 年 4 月 12 日及び令和元年 7 月 26 日、兵庫県公安委員会は、条例第 42 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、審査請求 1 及び審査請求 2 について諮問した。

### 第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び実施機関の弁明書に対する反論書において述べている審査請求の趣旨及び理由は、次のとおり要約される。

#### 1 審査請求 1 について

##### (1) 請求の趣旨及び理由

審査請求人が開示を求めているのは児童通告書の作成年月日及び発送年月日であり、実施機関が開示をしない理由としている条例第 16 条第 2 号、第 4 号及び第 7 号のすべてに全く該当しない。

児童通告書にある作成年月日及び発送年月日を開示しても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは考えられず、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすはずがなく、事務又は事業の性質上当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすとは全く考えられない。

実施機関は条例第 17 条により部分開示をするべきであり、児童通告書の作成年月日及び発送年月日は、審査請求人の重大な個人情報にもあたるものである。

##### (2) 実施機関の弁明書に対する反論

実施機関は、開示請求 1 について、以前審査請求人が行った開示請求と同様の請求であり、棄却すべきであるとしているが、開示請求 1 は児童通告書に記載されている審査請求人の個人情報のみ開示を求めるものであり、請求内容が以前の請求と異なる。よって、実施機関の弁明書に記載されているような同一案件の蒸し返しには当たらない。

実施機関は、開示請求 1 に係る個人情報について、第三者の個人情報記録されている文書で一体的な情報であるとして、全面的な不開示決

定を行っているが、条例第 17 条は「当該不開示情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該不開示情報に係る部分を除いて、開示をしなければならない。」としている。条例の趣旨からしても、部分開示が困難である場合は、実施機関がその理由を説明すべきであると考えるが、実施機関は「独立した一体的な情報である」と言及しているにすぎず、部分開示ができない理由を明確に説明していない。

また、審査請求人が開示請求 1 で求めるのは、審査請求人に関する個人情報であり、次女に関する情報は開示請求 1 の対象としていない。審査請求人が開示請求 1 で求める情報が開示されても、次女の権利を侵害することはない。

よって、請求認容裁決により、開示請求 1 で求める個人情報の開示を求める。

## 2 審査請求 2 について

### (1) 請求の趣旨

不開示決定を取り消し、請求対象の保有個人情報全ての開示を求める。

### (2) 請求の理由

請求対象は、あくまで審査請求人の個人情報であり、第三者の情報等その他の情報を対象としていないにもかかわらず、それらの情報が記載されていることを理由とする不開示決定は不当である。

### (3) 実施機関の弁明書に対する反論

実施機関は、これまで審査請求人が行ってきた審査請求を取り上げて、審理の蒸し返しである旨を長々と弁明書に記載しているが、開示請求 2 は、平成 27 年 7 月 29 日の審査請求人の次女に関する児童通告書に関するものであり、当該児童通告書の開示請求について審議会の判断が下ったのは、平成 30 年 9 月 26 日の答申第 75 号のみである。しかも、当該答申は当該児童通告書に記載されている全ての情報の開示請求に対する判断を行ったものであるのに対し、開示請求 2 は、児童通告書に記載されている審査請求人に関する個人情報のみの請求であることから、請求対象が異なっており、実施機関の指摘には当たらない。当該児童通告書に記載されている審査請求人のみの情報を部分開示できるかどうかの判断はされていないのであるから、これまでの審理の蒸し返しではなく、請求の利益は失っていないものと考えられる。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において述べている不開示理由等は、以下のとおり要約される。

### 1 本件処分1について

#### (1) 不開示理由について

児童通告書には、要保護児童が識別される情報や通告理由、処遇意見等が記載されており、当該情報を開示すれば、要保護児童が更に虐待されるなど児童の保護に支障が及ぶおそれがあることから、当該情報は、条例第16条第2号の不開示情報に該当する。

また、当該情報を開示すれば、人の生命、身体等の保護を目的とした警察活動及び児童の保護の適正な遂行に支障が及ぶおそれがあることから、条例第16条第4号及び第7号の不開示情報に該当する。

#### (2) 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、本件対象公文書の開示請求を繰り返し行っている。過去の審査請求において、本件対象公文書を不開示とした判断は妥当である旨の審議会の答申（平成30年9月26日付け答申第75号）を受け、兵庫県公安委員会は裁決を行っている。

審査請求人が提出した審査請求書には、条例第16条第2号、第4号及び第7号のすべてに全く該当しない等の審査請求の趣旨及び理由を主張しているが、本件対象公文書の一部のみの開示若しくは請求内容を変更して開示を求めたとしても、対象公文書が同一である以上は、本件対象公文書を独立した一体的な情報と判断しており、実施機関の決定は、答申に裏付けられるものである限り、本件対象公文書の処分内容が変更されることはない。

### 2 本件処分2について

#### (1) 不開示理由について

上記1(1)の不開示理由と同様である。

#### (2) 審査請求人の主張に対する反論

上記1(2)の審査請求人の主張に対する反論と概ね同じ内容の反論を行うとともに、以下のような反論も行っている。

審査請求人は、実施機関の不開示決定について「請求人の個人情報であり、第三者の情報等その他の情報については対象としていないにもかかわらず、それらの情報が記載されていることを理由とする不開示決定は不当である」旨を主張し続けていることに加え、本件対象公文書の一

部分のみの開示を求める請求や、開示を求める部分を随時変更して請求する手法をとっていることから、中立な第三者となる審議会が既に結論づけた事実を軽視し、従前のなんら変わらない理論での主張を繰り返しているといわざるを得ない。

## 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明書、審議会に提示された資料等を精査した結果、次のように判断する。

### 1 処分1及び処分2の不開示理由

実施機関は、処分1及び処分2において、条例第16条第2号、第4号及び第7号の不開示情報が記録されているため、全部不開示であると判断しているため、その妥当性について検討する。

#### (1) 条例第16条第2号の該当性について

審議会が見分したところ、本件対象公文書には、警察官が要保護児童から聴取した情報が記録されている。当該情報は、当該要保護児童の保有個人情報であり、特定の個人を識別することが可能である。当該要保護児童の保有個人情報を審査請求人に開示すれば、当該要保護児童の心情的内面に関わる問題に触れ、あるいは居所が判明するなど当該要保護児童の個人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第16条第2号に該当する。

#### (2) 条例第16条第4号及び第7号の該当性について

審議会が見分したところ、本件対象公文書に記録されている要保護児童の保護等に係る警察の措置に関する情報は、警察署と要保護児童の保護及び支援等に関わる機関のみで共有すべき情報であると認められる。これらの情報を開示すれば、警察の執った措置が明らかになり、人の生命、身体等の保護を目的とした警察活動及び児童の保護の適正な遂行に支障が及ぶおそれがあることから、条例第16条第4号及び第7号の不開示情報に該当する。

### 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求1について、開示を求めているのは児童通告書の作成年月日及び発送年月日であり、その部分を開示すべきと主張しており、また、審査請求2について、児童通告書に記載されている審査請求人に関する個人情報のみの請求であり、その部分を開示すべきと主張しているが、このような請求は、既に審議会が不開示を妥当である旨答申した本件対象公文書の一部についての開示を求めるものにすぎず、審査請求人が

開示を求める部分は本件対象公文書の他の情報と一体をなすものであるから、当該部分の開示を認めることはできない。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 31 年 4 月 12 日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書、3月 14 日付 け審査請求人反論書を受領
令和元年 7 月 26 日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書、7月 11 日付 け審査請求人反論書を受領
令和元年 7 月 30 日 第 1 部会 (第 59 回)	・ 審議
令和元年 10 月 23 日 第 1 部会 (第 61 回)	・ 審議
令和元年 11 月 7 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 井 上 典 之  
委 員 後 藤 玲 子  
委 員 佐 倉 里 司  
委 員 申 吉 浩  
委 員 園 田 寿